

江戸川区立臨海小学校・PTA規約

第1章 名称

第1条

本会は、臨海小学校PTAと称し、事務局を学校内に置く。
2学校内では「臨海小サポーター」と称し、略して「臨サポ」と呼ぶ。

第2章 目的

第2条

本会は、保護者と教職員が一体となって学校・自治会・地域社会における子どもの健全な成長発達を手助けすることを目的とする。

第3章 運営

第3条

本会は、日本国憲法、教育基本法、児童憲章及び児童の権利に関する条約の精神を尊重し、教育を推進する民主的団体として、次のような方針の下に運営する。

1. 臨海小学校の子どもの事をみんなで考える。
2. 子どもの教育に関心の深い他の機関及び団体と協力することができる。
3. 他のいかなる団体や機関の支配や干渉は受けない。
4. 営利的、宗教的、政治的目的で本会を利用してはならない。
5. 学校教育全般について意見を述べ、協力するが、学校の管理・人事などには干渉しない。

第4条

校長・副校長は、本会すべての会議に出席して意見を述べることができる。但し、校長・副校長不在の時は、主幹教諭が代理を務める。

第4章 会員

第5条

本会の会員は、本校に在学する子どもの保護者及び本校の教職員とする。

第6条

すべての会員は、会員として平等の権利と義務を有し、ボランティアスタッフとして、自発的に本会の活動に参加できる。

第7条

すべての会員は、会費を納めなければならない。

第8条

会員は、スタッフ役員に申し出れば、公式記録・会計帳簿を閲覧することができる。

第5章 スタッフ役員・会計監査

第9条

本会に次のスタッフ役員を置く。なお、総会の承認を得て、増員又は減員することができる。

1. 保護者若干名＋副校長

第10条

本会に会計監査1名を、教職員の中より当年度中に選出する。当年度中に教職員の中より選出できない場合は会員保護者から選出する。

- 2 会計監査は、その年度の会計を監査し総会で報告する。また必要に応じてスタッフ役員に中間報告を求め、中間報告書の提出を要請することができる。

第11条

スタッフ役員及び会計監査を兼任することができない。

第12条

副校長を除くスタッフ役員は総会において承認を受け、選任されるものとする。

第13条

副校長を除くスタッフ役員の任期は1年とし、2年を限りとして同一の役員を再任することができるものとする。但し、規約細則第2条に定める特例にあたる場合は、その限りではない。

第14条

スタッフ役員は次の事を行う。

1. スタッフ役員の中から互選により1名を代表者に指名し、代表者が本会を代表し、近隣小中高校・自治会・地域社会との打合せへの出席・対外活動などの会務を総括執行する。
2. 学校行事計画への協力は勿論の事、臨海小サポーター活動計画を調整し、会員相互の理解向上を図る。
3. ボランティアスタッフの取りまとめ、行事ボランティア募集の取りまとめ。
4. インターネット、SNS等の利用を含む広報、案内、連絡等、会の事務を行う。
5. 会計事務（決算報告、会の会費、傷害保険登録、活動費等の管理）。

第15条

スタッフ役員は、ボランティアスタッフの活動へ補佐的に協力する。

第6章 総会

第16条

総会は本会の最高議決機関であり、スタッフ役員の代表者が招集し、議長を務める。

2 定期総会は、年度始めと年度末に行う。なお、総会の運営は電子的な手段をもって行うことができる。

第17条

臨時総会は次の時に開くことができる。

1. スタッフ役員の過半数が必要と認めた時
2. 会員の五分の一以上が必要と認めた時

第18条

次の事項は総会において審議し、承認を受けなければならない。

1. 活動計画及び予算案
2. 会費
3. 決算報告
4. 会計監査報告
5. スタッフ役員
6. 規約の変更
7. 細則の変更

第19条

総会は会員の五分の一以上の出席で成立する。なお、兄弟姉妹が在学する場合は、会員数は世帯数とする。

2 また、書面又は電子的手段により、議決を行った場合も出席とみなす。なお、出席若しくは書面又は電子的手段により事前に議決できない場合は、議長へ書面により委任することができる。

第20条

議決は出席会員の議決権数の過半数の同意を必要とする。賛否同数の時は、議長の票によって決する。

2 議決権は、保護者は本校に在学する子ども1名につき1個、教職員は1名につき1個とする。なお、兄弟姉妹が在学する場合は、1世帯数につき1個とする。

第7章 会計

第21条

本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあたる。

第22条

本会会費は、年度始め総会にて承認された額とし、年度始め総会後に一括納入する。なお、兄弟姉妹が在学する場合は、会費は世帯数とする。

転出入の場合は、次のように定める。

1. 転出の場合
返還しない。
2. 転入の場合
 - (1) 当該年度の9月30日以前に転入の場合当該年度の会費を納入する。
 - (2) 当該年度の10月1日以降、二学期終業式の日までに転入の場合当該年度の会費の半額を納入する。
 - (3) 当該年度の二学期終業式の翌日以降の転入の場合納入の必要はない。

第23条

本会の資金は、第2条の目的達成のため、総会で承認された予算以外に使用してはならない。

第24条

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

【附則】

第25条

この規約の変更は、あらかじめ会員に通知し、総会において出席会員の過半数の同意を必要とする。

第26条

本規約は、2025年（令和7年）4月1日より有効とする。

【細則】

第1条

会員は、スタッフ役員に立候補することができる。なお、スタッフ役員の選出方法は、毎年度スタッフ役員の会議により見直し、決定ができる。

第2条

規約第13条の副校長を除くスタッフ役員の任期については、以下のいずれかの場合につき、スタッフ役員及び教職員代表が同意し、さらに総会の承認を得た場合に限り、3年以上再任をすることができる。

1. 自治会など、対外的業務の幹事、理事校となる場合。
2. 本校の周年行事がある場合。
3. その他の不測の事態が発生した場合。

改正履歴

2001年(平成13年)4月1日	全面改訂
2002年(平成14年)2月28日	第8条 改正
2003年(平成15年)2月20日	第36条 改正
2007年(平成19年)5月15日	第36条 改正
2015年(平成27年)2月19日	第13条 改正
2016年(平成28年)2月18日	第13条、第15条、第24条、第27条、第28条、第30条、第36条 改正 細則第1条1項 改正
2024年(令和6年)12月20日	全面改訂
2025年(令和7年)2月27日	第4条、第6条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第26条 改正 細則第1条、第2条 改正